

「マルチワーク」「小さな利益」等による収益化を通じた 持続可能な土地利用による持続可能な国土管理

～農家・林家の土地利用と収益の実態を通じて～

平成30年2月16日

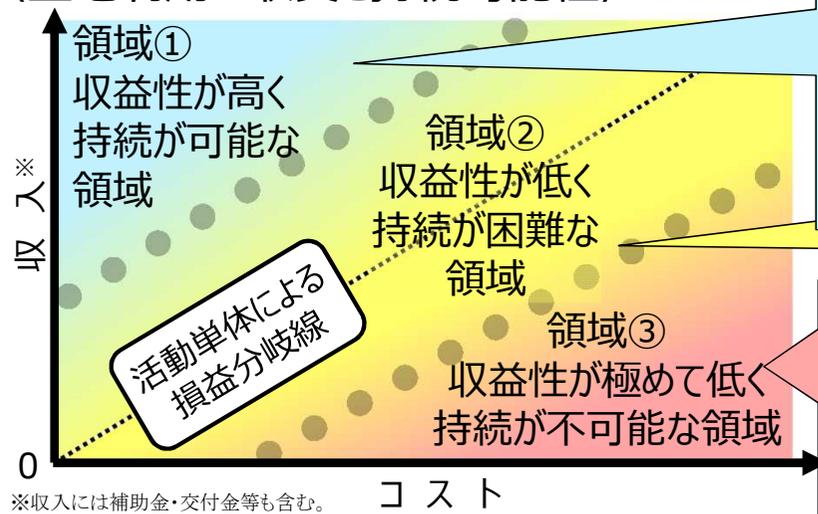
- 中山間地域等においては、収益性の低い土地利用によって支えられている土地も多く、特に近年は、価格が低迷する中で一種の使命感※等に基づいて行われている側面も存在。世代交代等をきっかけとして中長期的には継続されない可能性。

※ 例えば自家の農業を子に継がせたいと考えている農業者の7割が、その理由として「自家の農地を守っていく必要」や「集落のリーダー、一員として仲間とともに地域の農業・農地を守っていく必要があるため」と回答。「十分な収入が得られるため」との回答は3割にとどまる。(農林水産省「H21食品及び農業・農村に関する意識・意向調査」)

- 持続可能な国土管理のためには、土地利用の収益性が低い領域（下記領域②及び③）について、継続的な「小さな利益」と「マルチワーク」を両輪として推進すること等により持続可能で多様な収入源が確保されることが必要。

※ なお、こういった地域には、既に多面的機能支払交付金等の公的資金が投入されており、これらの収入も勘案しながら「小さな利益」を生み出していくことが現実的であることに留意が必要。

〈土地利用の収支と持続可能性〉



領域①：単独（専業）事業として持続可能。
※収益が他の収益性が低い領域の管理に投入される場合も存在。



領域③：収益性が低く、副収入があっても持続不可能。
実質的には放棄されている可能性が高い。



※写真出典：農地：農林水産省ウェブサイトより(領域①)・国土交通省国土政策局(②、③)／森林：林野庁ウェブサイトより(①、②)、岐阜県森林研究所ウェブサイトより(③)

領域②：他収入なしに持続困難。
「小さな利益」を継続的に生み出すとともに、マルチワーク等による持続可能性向上が必要。
赤字が中長期化する場合、基本的には持続困難。一種の使命感に基づき、年金等の副収入を投下しているのが現状。



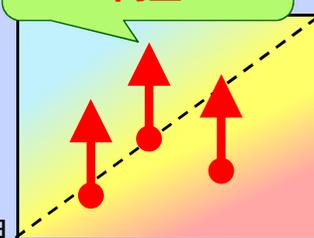
継続的な「小さな利益」が必要

- 消費者の国土管理への参画
持続可能な国土管理に資するような倫理的消費(エシカル消費)等の促進

○ 収益化／収入を増やす

- ・付加価値の向上や新たな価値の発掘
ブランド化等による高付加価値化
稲わら、林地残材等の農林業副産物の活用

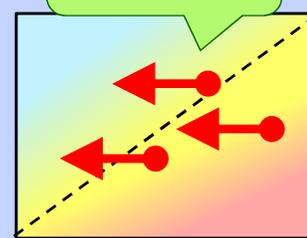
活動の収入を
向上



○ コストを減らす

- ・生産コストの削減
小規模経営に合わせた小型機械の導入、委託経費の削減等
- ・流通コストの削減
生産者の手取りの増加に資する農産物直売所を活用した販売、消費者への直接販売等の実施等

活動のコストを
低減



「マルチワーク」等による副収入確保

農林業に加え、観光業・建設業等との兼業や関連事業による収入確保

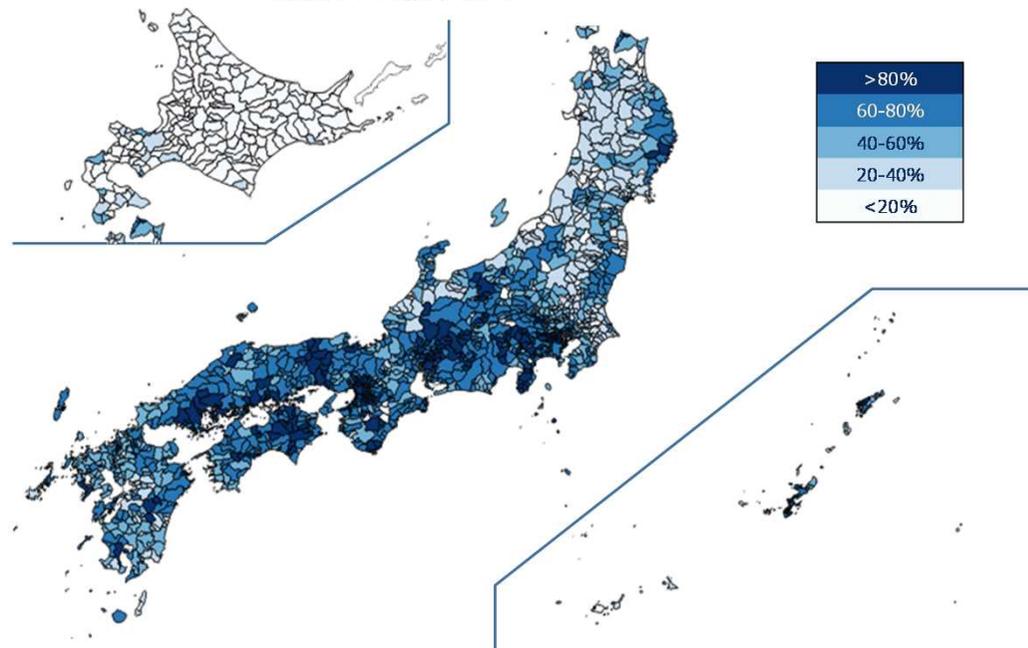
世帯の総収入を
向上

持続可能性向上のためには…

- 日本の国土面積の約7割を占める中山間地域等においては、小規模な土地利用を行っている農家・林家が多く存在。
- これらの小規模農家・林家の多くは、規模拡大による効率化が困難な場合も多く、農林業のみで生計を維持するのではなく、マルチワーク（多業・兼業）や年金などの収入を組み合わせることで活動を継続してきたのが実情。
- また、現実には、採算が赤字となる場合も含め、一種の使命感に基づき活動を継続している事例も多いことにも留意が必要。
- 持続可能な国土管理のためには、これらの土地利用の担い手に光を当て、その持続可能性を高めることが重要。

〈経営耕地面積1.0ha未満の農業経営体の割合〉

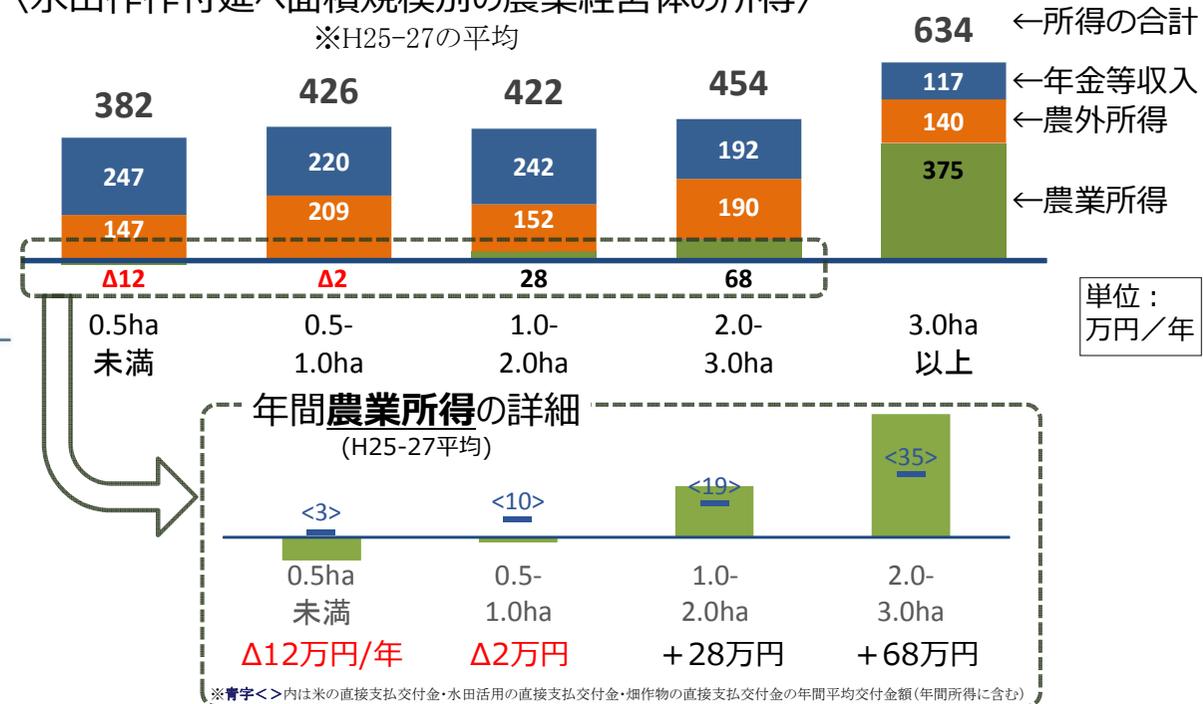
※市区町村別・H27



※農林水産省「2015年農林業センサス」に基づき国土交通省国土政策局作成
 ※農業経営体には、経営耕地面積が30a未満の水田・畑作経営等の農業事業体は含まれない

〈水田作付延べ面積規模別の農業経営体の所得〉

※H25-27の平均



単位：
万円/年

※農林水産省「農業経営統計調査・営農類型別経営統計(個別経営)(H25-27)」に基づき国土交通省国土政策局作成
 ※左図「経営耕地面積1.0ha未満の農業経営体の割合」には水田作経営以外の農業経営体も含む

マルチワーク

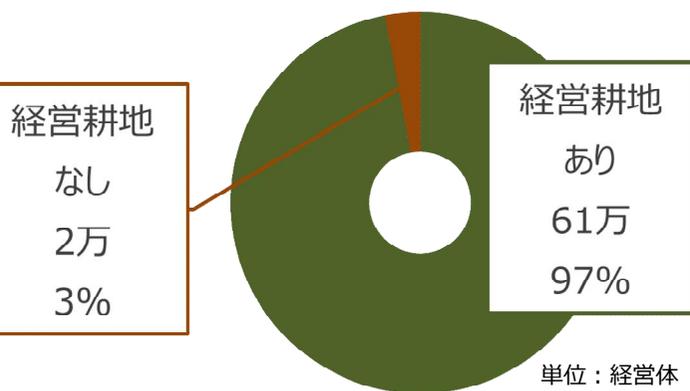
国土交通省が平成18年に行ったNPO活動を含む「多業」(マルチワーク)と「近居」の実態等に関する調査では、「多業」(マルチワーク)とは、1つの「仕事」のみに従事するのではなく、同時に複数の仕事に携わる働き方を指すものとし、また、収入を得ることを目的として働いているものだけではなく、収入を伴わない「ボランティアやNPOの活動など」も含めて「仕事」と定義した。

※国土交通省「NPO活動を含む「多業」(マルチワーク)と「近居」の実態等に関する調査」(H18.6)

土地利用における「マルチワーク」の活用：農家林家の実態

- 山林を保有する農林業経営体の97%は耕地も経営。一方、農家の2割は林家も兼ね、山林を保有。
- これらの農家・林家は一般的に、農業+林業+兼業の「マルチワーク」により生計を維持。
※農家・林家を兼ねる世帯であっても、その他の兼業による収入を確保している実態。
※「兼業」としては、製造業、建設業、卸売・小売業、公務・複合サービス業（農協・森林組合等）等が有力。
- 「マルチワーク」による持続可能な土地利用の観点からは、まず、これらの「マルチワーク型農林業」の存在に留意する必要。

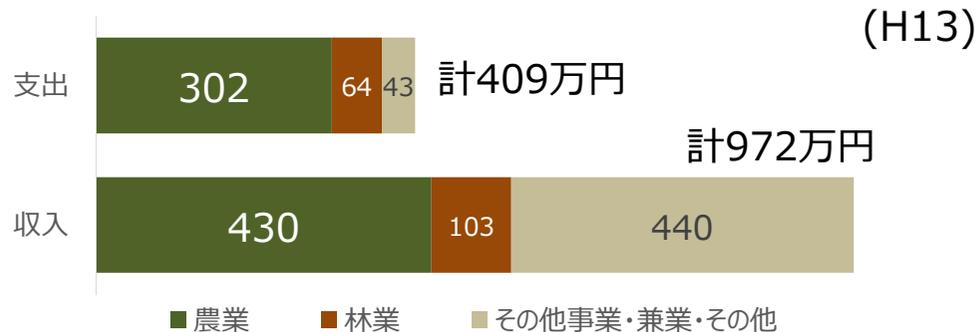
山林を保有する農林業経営体の経営耕地保有割合



(H27)

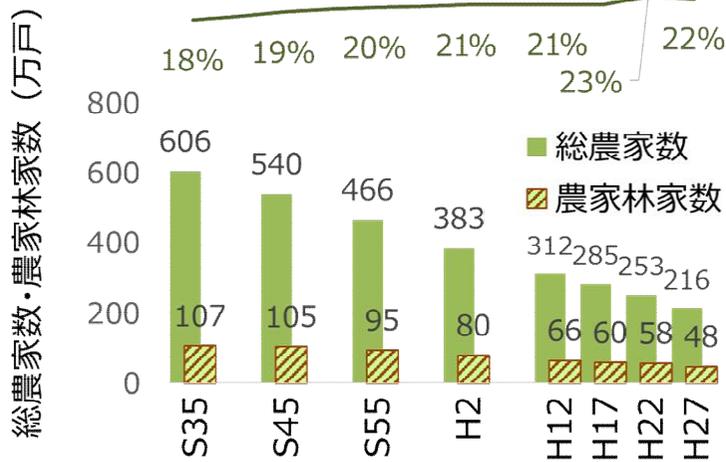
※農林水産省「2015年農林業センサス」に基づき国土交通省国土政策局作成
 ※農林業経営体：農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が一定規模以上等の条件に該当する事業を行う者をいう
 ※保有山林：所有山林-貸付山林+借入山林；経営耕地：所有耕地-貸付耕地-耕作放棄地+借入耕地
 ※経営耕地：所有耕地-貸付耕地-耕作放棄地+借入耕地

中山間地の農家林家（農家でもある林家）の経営動向



※農林水産省「農林家経営動向調査(H13)」に基づき国土交通省国土政策局作成(同調査はH12、13のみ実施)
 ※中山間農業地域の農家(経営耕地面積30a以上又は年間農産物販売金額50万円以上の農家から選定)及び林家(保有山林面積20ha以上500ha未満の林家から選定)を対象とした抽出調査(農家林家の定義は左下図と同じ)

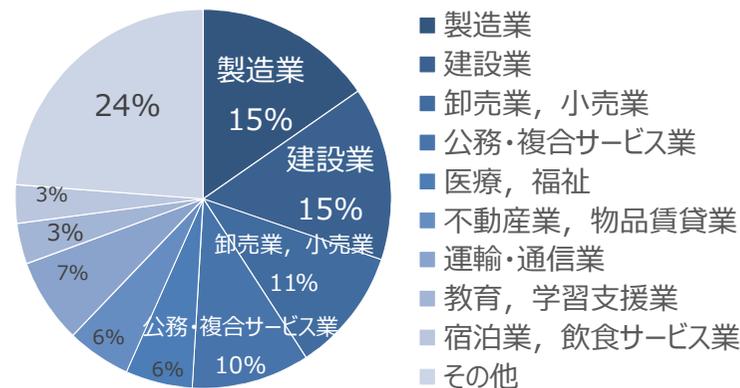
農家に占める農家林家割合の推移



30%
20% 総農家数に占める
10% 農家林家の割合
0%

※農林水産省「農林業センサス」に基づき国土交通省国土政策局作成
 ※農家：経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は農産物販売年額が年間15万円以上ある世帯
 ※林家：調査期日現在の保有山林面積が1ha以上の世帯
 ※農家林家：林家のうち、農家である世帯

農林業従事者の副業 (H24)



※総務省統計局「2012年就業構造基本調査」に基づき国土交通省国土政策局作成
 (副業を持つ農林業従事者と農林業を副業とする他産業従事者の合計値)
 ※統計上の定義の違いにより、上図・左図の「農家」「林家」とは対象者が異なる可能性がある

- 倫理的消費（エシカル消費）とは、「地域の活性化や雇用なども含む、人や社会、環境に配慮した消費行動※」。
※消費者基本計画（H27.3.24閣議決定）より抜粋。
- 消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことを指し、持続的な管理を国土全体に広げていくためには、こうした動きを広げていくことも重要。

配慮の対象とその具体例

人	障がい者支援につながる商品
社会	フェアトレード商品、寄付付きの商品
環境	エコ商品、リサイクル製品、資源保護等に関する認証がある商品
地域	地産地消、被災地産品
動物福祉、エシカルファッション	

倫理的消費（エシカル消費）に取り組む必要性と意義

- ・持続可能性の観点から喫緊の社会的課題を多く含有
- ・課題の解決には、消費者一人一人の行動が不可欠かつ有効
- ・「安さ」や「便利さ」に隠れた社会的費用の意識が必要

消費者の視点

「倫理的消費（エシカル消費）」という言葉の基本的な概念は理解

事業者の視点

「企業市民」、「企業の社会的責任」の重要性を認識

行政の視点

人権や環境に配慮したまちづくり、地産地消、消費者教育などの取組

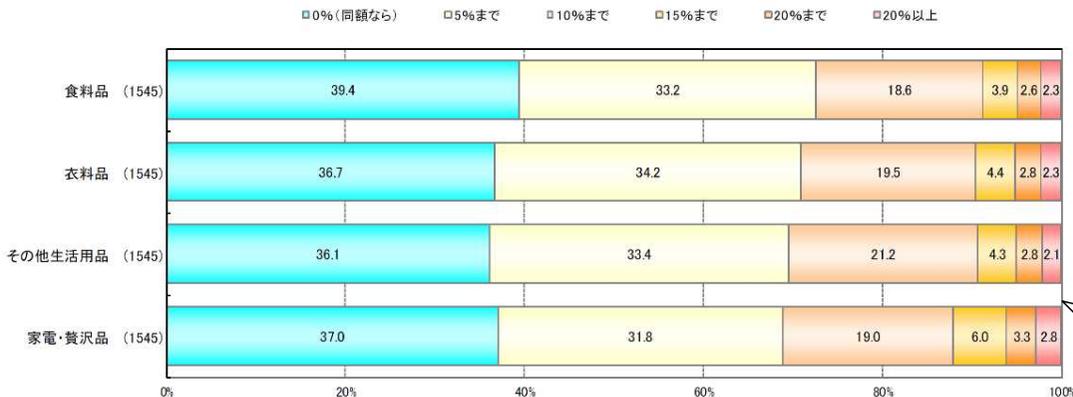
- ① 消費という日常活動を通じ社会的課題の解決に貢献
- ② 商品・サービス選択に第四の尺度の提供（安全・安心、品質、価格+倫理的消費）
- ③ 消費者市民社会の形成に寄与（消費者教育の実践）

- ① 供給工程（サプライチェーン）の透明性向上
- ② 差別化による新たな競争力の創出
- ③ 利害関係者からの信頼感、イメージの向上（資本市場での事業者の評価向上）

- ① 消費者と事業者の協働によるWin-Winの関係の構築
- ② 持続可能な社会の実現、地域の活性化などの社会的課題の解決

割高でも購入する人は6割以上存在

（参考）エシカルな商品・サービスの購入金額



- CSA（Community-Supported Agriculture：地域支援型農業）とは、生産者と消費者が連携し、前払いによる農産物の契約を通じて相互に支え合う仕組み。
- 一般的に、前払いにより、天候不順リスクを消費者と農家の双方が共有し、農家の定額の収入を確保。
- 農家は経営が安定する一方、消費者は、顔が見える関係の中で安全で質の高い農産物を通年入手可能に。
- CSAを通じ、消費者を農村の支援者や農業の担い手として誘導する効果も期待できる。

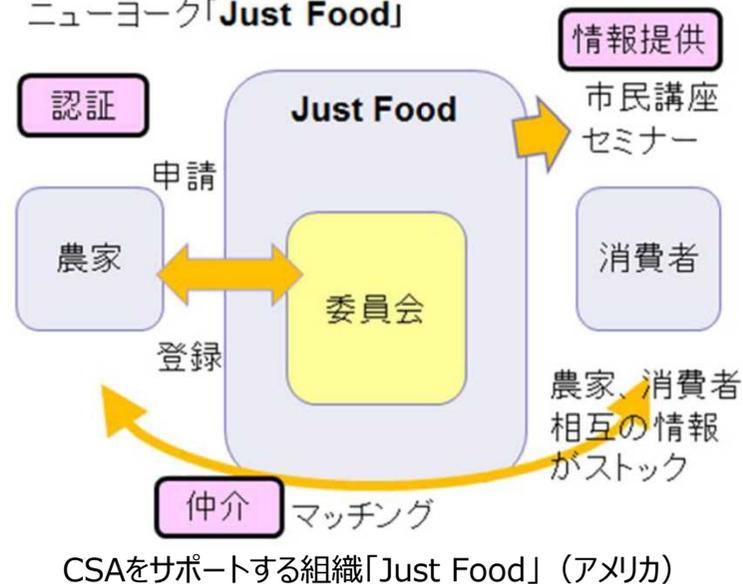
CSAのコンセプト



世界のCSAの動向

- CSAは米国で最も普及。約4千団体が、約1万3千の農場を支援。
- スイス、フランス、カナダ、イギリス、ドイツ、イタリア、ポルトガル、ブラジルなど30カ国以上で展開。仲介などCSAを支援する組織も存在。

ニューヨーク「Just Food」



日本のCSAの状況

- 国内のCSA事例は少ないが、産消提携や棚田オーナー制など、生産者と消費者が連携した、CSAと共通点を持つ活動実績は多い。
- 近年各地でCSAの試行や研究会が行われるなど関心は向上。

国内のCSA事例	北海道長沼町「メビレッジ長沼」(1996～) 岩見沢市「星耕舎」 神奈川県大和市「なないろ畑農場」(2006～)	札幌市「ファーム伊達家」(2005～) 本別町「ソフィア・ファーム・コミュニティー」
新たなCSA	千葉県柏市・我孫子市「風の色」	茨城県つくば市飯野農園
CSAに近い産消提携	東京都世田谷区の「大平農園」 大阪府能勢町の「べじたぶるはーつ」等	三重県津市の「菜遊ファーム」
米など単品型のCSA	宮城県大崎市「鳴子の米プロジェクト」 埼玉県小川町「こめまめプロジェクト」	東北食べる通信

- 宮城県大崎市（旧鳴子町）の山間にある鬼首（おにこうべ）地区は、中山間地特有の狭小な耕地と冷涼な気候という厳しい条件の下、米価の下落等により農業を諦める農家が増え、遊休農地が増加し地域の景観の荒廃。
- 平成18年より、農家、観光関係者、加工・直売所グループ、ものづくり工人の30名が立ち上がり、農と食を「作り手」と「食べ手」の双方で支えていく「鳴子の米プロジェクト」をスタート。
- 現在、鬼首地区の農家のほとんどを占める小規模・兼業農家が米づくりを継続していくための仕組みが構築されている。

主な取組内容

- ・ 中山間地の小規模農家が持続的に生産を続けていける価格として、1俵（60kg）当たり24,000円（コンバイン生産・白米の場合）という価格を設定。このうち、18,000円を「作り手」（生産者）が受け取り、残りの6,000円は事務経費と若い担い手を育成する事業資金として活用。
- ・ CSAの仕組みを導入し、市場を通さずに、「食べ手」（消費者）が米を事前予約により直接購入することで農家は安心して米づくりに専念可能。
- ・ 広報誌「鳴子の米通信」の発行、東京や鳴子等での食育講演会の開催、「作り手」と「食べ手」の田植え・稲刈り交流会の実施等を通じ、これからの農と食を考える場を提供。
- ・ 「ごはん1膳に24円払えば鳴子の農家は希望を持って米づくりを続けていける」といった分かりやすい例えを交えながら、活動への理解醸成を図っている。
※米1俵はおおむねごはん1000膳に相当
- ・ こうした活動を通じて理念が浸透し、「食べ手」の多くは鳴子の米が美味しいからという理由だけではなく、鳴子の農業や風景を支えていきたいからといった理由で米を購入。同地区の「応援団」としても機能。
- ・ ただし、取組により「小さな利益」が生み出されてはいるが、米づくり単独で生計が成り立っている作り手は皆無。スキー場、林業等による収入や、公務員、農協などで働く若手世代の収入を組み合わせた「マルチワーク」により生計を立てている世帯が一般的。

鳴子地区の伝統的な乾燥法「くい掛け」
※「くい掛け」米の価格設定は1俵30,000円とし、担い手の持続性を確保。



「鳴子の米通信」



稲刈り交流会

- 中山間地域等においては、多様な地域資源に価値を見出し、積極的に利活用していくことが国土管理にも貢献。
- 収入以外の価値も見出しつつ、地域ぐるみで森林整備等を行う取組を広げていくことが重要。

薬用樹（クロモジ）の安定供給を目指して ～樵舎（たきぎのかい）（富山県南砺市）～

活動の経緯・概要

- ・樵舎は、南砺市（旧利賀村地域）にIターンして林業に就いた若者を中心に結成された任意団体。
- ・「森に寄り添った持続可能な暮らしを提案する」ことをテーマに、多様な森林資源の活用を住民とともに模索。
- ・養命酒製造(株)と連携し、薬用樹でもあるクロモジを試験的に出荷。

活動状況及び展望

- ・医薬品である養命酒の原料として厳しい品質検査をクリアするため、採取にあたり、土壌及びサンプル調査を実施の上、出荷。
- ・今後、収穫後のクロモジの再生状況等のモニタリング調査を行い、適切な施業方法を確立する考え。
- ・交付金※も活用し、クロモジの資源量や収穫後の回復状況等について調査することにより、安定した収穫量の確保と持続可能な利用を目指している。
- ・将来は、キハダ、ホウノキなど、薬効のある他の植物の採取についても検討中。



クロモジの収穫状況

地域住民が連携し間伐材をバイオマス活用 ～間伐材を運び隊（岩手県紫波町）～

活動の経緯・概要

- ・紫波町では、平成22年からCO₂の排出量削減の取組を行う個人・団体に対し「紫波エコbee クーポン券」を支給。
- ・太陽光発電の導入、薪ストーブ設置等の他、間伐材の搬出作業にも同クーポンを発行。町は、運ばれた間伐材100kg当たり500ポイント（円）のクーポン券を交付。
- ・近年、松枯れ被害が広がっているため、同町では、林道ごとに森林所有者の合意形成を図り、交付金※も活用して森林所有者による里山林整備を実施する体制を構築。

活動状況及び成果

- ・クーポン券の交付を通して、森林整備に関心を持つ住民が年々増加。
- ・有志の会である「間伐材を運び隊」が誕生し、月1回程度、材を搬出し、集積所まで運搬。集まった材は、薪やチップに加工して、町内の温泉施設のボイラー等で活用。
- ・クーポン券の活用や「間伐材を運び隊」の丹上は、地球温暖化防止に向けた資源循環のみならず、クーポン券を通じた「経済循環」という観点においても効果を発揮。



「運び隊」による間伐材輸送

- 高知県佐川町は、町の7割以上を森林が占めているが、近年の林材価格の低下等により、間伐等の森林管理さえも十分に実施されていない状況。
- 放置されている森林を整備しながら、少しでも多くの雇用を創出する場として活かすため、従来の高性能機械による大規模集約型林業とは方法が異なる「自伐型林業」を推進するとともに、移住・定住による林業の担い手確保に取組み。

主な取組内容

- ・ 担い手を育成するため、
 - ① 地域おこし協力隊制度を活用し、自伐型林業の実践・普及に取り組む人材を毎年5名程度、任期最長3年で雇用。森林整備に必要な知識と技術が身につくよう、日々の実習を実施。
 - ② NPO法人土佐の森・救援隊への業務委託により、町民を対象に、チェーンソー取扱、伐木・造材、道づくり等を内容とした研修会を毎年実施。
- ・ 個人で管理できなくなった森林は町が責任を持って集約・管理するという方針の下、町による森林所有者情報の把握を進めつつ、希望者から20年間の契約で町が山林管理を受託。町が管理する森林については、地域おこし協力隊の任期満了者や永続的な森林経営を志す林業者等に施業を委託。
- ・ 自伐型林業を専業として取り組むことも不可能ではないものの、多くの担い手が安定的に収入を得るためにはマルチワークにより生計を立てることが有益であり、地域おこし協力隊員の任期終了後の課題として、「しっかりした副業が必要」との声が隊員から出ている。

「自伐型林業」とは

- 近年、主に所有する森林において、自ら伐採等の施業を行う「自伐林家」が地域の森林・林業を支える主体の一つとして地域活性化の観点から注目されている。
- 「自伐型林業」は、自伐林家のほか、委託を受けて取り組むNPOなど多様な主体が、汎用機も含む小型・安価な林業機械を活用し、森林の経営や管理、施業を一貫して自ら行う、比較的小規模な林業。
- 初期費用が低く、原則として外部委託を行わないため、低コストで参入可能なほか、農業・観光等と組み合わせた「マルチワーク」の副業としても有効。

自伐型林業を推進する自治体

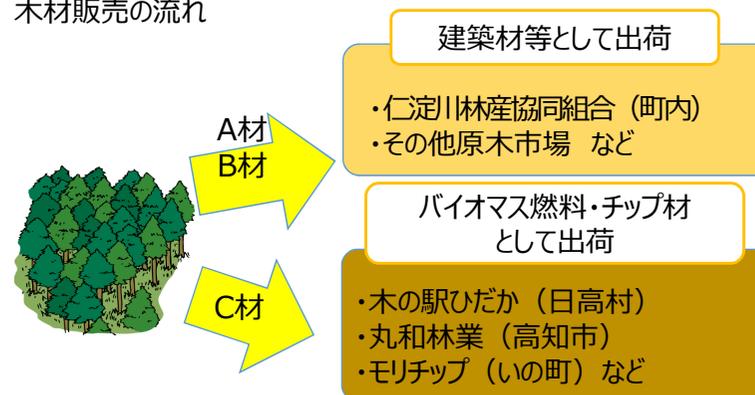
(NPO法人自伐型林業推進協会ウェブサイトより)

岩手県（宮古振興センター）、鳥取県、高知県、北海道池田町、岩手県陸前高田市・花巻市・西和賀町、宮城県気仙沼市、秋田県由利本荘市、福島県南会津町、群馬県みなかみ町、静岡県熱海市、富山県立山町、滋賀県長浜市・米原市、奈良県吉野町・下北山村、京都府和束町、鳥取県智頭町、広島県広島市、島根県益田市・津和野町、山口県下関市、高知県本山町・佐川町・いの町・仁淀川町・宿毛市、大分県中津市、鹿児島県出水市（計30団体）



地域おこし協力隊の活動の様子

木材販売の流れ



- 中山間地における農林業活性化の一環として、一部の地域では、「マルチワーク」を指向する担い手を募集し、支援。
- 持続可能な国土管理のためには、従来型の「兼業」に加え、対流型国土の促進にもつながるこれらの取組を通じた土地利用の持続性の確保も重要。

半農半X：島根県の取組（H22-）

要件

次の要件を満たし、**市町村から「半農半X実践者」として認定を受けた者**

- ① 県外からのU Iターン者
- ② 原則65歳未満
- ③ 一定規模以上の営農（農産物販売金額50万円以上）を予定

支援内容

- ① 就農前に行う研修期間中の経費等助成（12万円/月、最長1年間）
- ② 定住開始後の営農経費等助成（12万円/月、最長1年間）
※5年以内の県外転出等の際は①②とも全額返還
- ③ 定住して営農開始時の施設整備費の助成（3分の1以内、上限100万円）

実績（複数回答）

計46名
（半農半農雇用：17名、半農半蔵人：3名、半農半除雪：6名、半農半サービス：16名、半農半自営業：5名、半農半漁：1名）



「半農半蔵人（くらびと）」のイメージ
※しまね農業振興公社Facebookより

半林半X：広島県広島市の取組（H29-）

要件

支援期間中、次の活動を全て行う者

- ① 移住地区に居住し、自伐林業に就業するための活動
- ② 経済的な自立、**定住に向けた就業・起業準備等**
- ③ 地域との融和を図るため、町内会等の自治組織に加入し、地域と協調した活動
- ④ 移住地区でのSNS等による地域内外への積極的な情報発信

支援内容

- ① 研修・指導・助言
- ② 地域住民の紹介等、地域への溶け込み支援
- ③ 月額175,000円の給付（収入状況により減額の場合あり）
- ④ 移住に必要な引越費用の助成（経費の1/2・上限10万円）
※5年以内の県外転出・廃業等の際は全額返還

募集状況

広島市佐伯区湯来町水内地区、安佐北区白木町井原地区において、各地区1名ずつ合計2名を募集。